

平成 2 4 年

上尾市教育委員会 3 月定例会 議案

議 案 名

議案第 8 号	上尾市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について -----	1
議案第 9 号	上尾市社会教育指導員設置規則の一部を改正する規則の制定について -----	2
議案第 1 0 号	教育委員会事務局及び教育機関の職員の人事異動について -----	3
議案第 1 1 号	上尾市文化財保護審議会委員の委嘱について -----	4
議案第 1 2 号	教育相談員の委嘱について -----	5
議案第 1 3 号	さわやか相談室相談員の委嘱について -----	6
議案第 1 4 号	適応指導教室指導員の委嘱について -----	7
議案第 1 5 号	臨床心理士の委嘱について -----	8
議案第 1 6 号	上尾市立小・中学校の通学区域の指定について -----	9
議案第 1 7 号	上尾市指定文化財の指定について -----	1 0
議案第 1 8 号	上尾市指定文化財の指定について -----	1 1
議案第 1 9 号	上尾市指定文化財の指定について -----	1 2
議案第 2 0 号	上尾市指定文化財の指定について -----	1 3
議案第 2 1 号	上尾市指定文化財の指定について -----	1 4

【 白紙 】

議案第 8 号

上尾市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について
上尾市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 24 年 3 月 21 日提出

上尾市教育委員会教育長 岡野 栄 二

上尾市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則

上尾市立小・中学校管理規則（昭和 32 年上尾市教育委員会規則第 5 号）
の一部を次のように改正する。

第 14 条の 4 第 1 項中「及び栄養技師」を「、栄養技師、主任専門員及び
専門員」に改め、同条第 3 項中「栄養主任」の次に「及び主任専門員」を加
え、同条第 4 項中「栄養技師」の次に「及び専門員」を加える。

第 14 条の 5 第 1 項中「及び事務主事」を「、事務主事、主任専門員及び
専門員」に改め、同条第 4 項中「事務主任」の次に「及び主任専門員」を加
え、同条第 5 項中「事務主事」の次に「及び専門員」を加え、同条の次に次
の 1 条を加える。

（学校医、学校歯科医及び学校薬剤師）

第 14 条の 6 学校に、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を置く。

2 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、学校における保健管理に関する
専門的事項に関し、技術及び指導に従事する。

附 則

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 14 条の 5 の
次に 1 条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

提案理由

平成 24 年度教職員人事異動において、新たに小・中学校事務職員及び
学校栄養職員として、主任専門員及び専門員の職を設置することに伴い、
所要の改正を行うほか、併せて規定の整理を行いたいので、この案を提出
する。

議案第 9 号

上尾市社会教育指導員設置規則の一部を改正する規則の制定について
上尾市社会教育指導員設置規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 24 年 3 月 21 日提出

上尾市教育委員会教育長 岡野 栄 二

上尾市社会教育指導員設置規則の一部を改正する規則

上尾市社会教育指導員設置規則（昭和 49 年上尾市教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「16 人」を「18 人」に改める。

附 則

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

社会教育事業の充実を図るため、上尾市社会教育指導員を 18 人に増員したいので、この案を提出する。

議案第 10 号

教育委員会事務局及び教育機関の職員の人事異動について

教育委員会事務局及び市立教育機関の職員に係る平成 24 年度当初人事異動を下記のとおり実施する。

平成 24 年 3 月 21 日提出

上尾市教育委員会教育長 岡野 栄 二

記

別冊「平成 24 年度当初人事異動（案）」のとおり

提案理由

教育委員会事務局及び教育機関の職員に係る平成 24 年 3 月 31 日付及び同年 4 月 1 日付人事異動を発令したいので、この案を提出する。

議案第 1 1 号

上尾市文化財保護審議会委員の委嘱について
上尾市文化財保護審議会委員に下記の者を委嘱する。

平成 2 4 年 3 月 2 1 日提出

上尾市教育委員会教育長 岡 野 栄 二

記

任期：平成 2 4 年 4 月 1 日から平成 2 6 年 3 月 3 1 日まで

氏 名	住 所 等	役職名等	備考
う だか よしあき 宇高 良哲	上尾市大字今泉 在住	大学教授・僧侶	再任
おくずみ としお 奥隅 俊男	上尾市本町五丁目 在住	建築士	再任
かとう いさお 加藤 功	上尾市大字平塚 在住	郷土史家	再任
きし きよとし 岸 清俊	上尾市大字小泉 在住	郷土史家	再任
こじま たかお 小島 孝夫	北足立郡伊奈町 在住	大学教授	再任
しもさと みつまさ 下里 光正	上尾市柏座四丁目 在住	陶芸家	再任
とおやま まさひろ 遠山 正博	上尾市二ツ宮 在住	郷土史家	再任

提案理由

上尾市文化財保護審議会委員の任期が平成 2 4 年 3 月 3 1 日で満了することに伴い、上尾市文化財保護条例（平成 1 8 年上尾市条例第 8 号）第 2 7 条第 1 項の規定に基づき、新たに委嘱したいので、この案を提出する。

議案第 1 2 号

教育相談員の委嘱について

教育相談員に下記の者を委嘱する。

平成 2 4 年 3 月 2 1 日提出

上尾市教育委員会教育長 岡 野 栄 二

記

任期：平成 2 4 年 4 月 1 日から平成 2 5 年 3 月 3 1 日まで

氏 名	住 所 等	役職等	備考
うちだ かずこ 内田 和子	桶川市 在住	教育相談員	
こやの のりこ 小谷野 紀子	桶川市 在住	教育相談員	
はせがわ かずこ 長谷川 和子	桶川市 在住	前 公立小学校教諭	新任
くろせ かずえ 黒瀬 和江	上尾市本町二丁目 在住	前 上尾市特別支援学級 補助員	新任

提案理由

教育相談員の任期が平成 2 4 年 3 月 3 1 日で満了することに伴い、上尾市教育相談員、学校適応指導教室指導員等設置規則（平成 1 3 年上尾市教育委員会規則第 4 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、新たに委嘱したいので、この案を提出する。

議案第13号

さわやか相談室相談員の委嘱について

さわやか相談室相談員に下記の者を委嘱する。

平成24年3月21日提出

上尾市教育委員会教育長 岡野 栄二

記

任期：平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

氏名	住所等	役職等	備考
こまつ ふみえ 小松 富美枝	上尾市泉台二丁目 在住	さわやか相談室相談員	
むらかみ きよこ 村上 清子	上尾市柏座一丁目 在住	さわやか相談室相談員	
ぬまざわ みゆき 沼澤 美文	上尾市大字小泉 在住	さわやか相談室相談員	
ふくち みゆき 福知 みゆき	さいたま市見沼区 在住	さわやか相談室相談員	
まつなが しほ 松永 志帆	上尾市大字小泉 在住	さわやか相談室相談員	
かわぶち としこ 川渕 敏子	上尾市弁財一丁目 在住	さわやか相談室相談員	
たかすぎ のぶこ 高杉 伸子	上尾市大字原市 在住	さわやか相談室相談員	
かわかみ きみえ 川上 きみ江	さいたま市桜区 在住	さわやか相談室相談員	
あべ ともこ 阿部 友子	北足立郡伊奈町 在住	さわやか相談室相談員	
ほりぐち きょうこ 堀口 京子	桶川市 在住	前 県教委非常勤職員・ 子ども学校支援員	新任
やまうち まき 山内 真紀	さいたま市見沼区 在住	前 さいたま市理科支援員	新任

提案理由

さわやか相談室相談員の任期が平成24年3月31日で満了することに伴い、上尾市さわやか相談室相談員設置規則（平成16年上尾市教育委員会規則第1号）第5条の規定に基づき、新たに委嘱したいので、この案を提出する。

議案第 1 4 号

適応指導教室指導員の委嘱について

適応指導教室指導員に下記の者を委嘱する。

平成 2 4 年 3 月 2 1 日提出

上尾市教育委員会教育長 岡 野 栄 二

記

任期：平成 2 4 年 4 月 1 日から平成 2 5 年 3 月 3 1 日まで

氏 名	住 所 等	役職等	備考
ふるかわ ゆみこ 古川 由美子	上尾市大字上尾村 在住	適応指導教室指導員	
ないとう ともこ 内藤 朋子	上尾市二ツ宮 在住	適応指導教室指導員	
さとう みゆき 佐藤 幸	上尾市愛宕二丁目 在住	前 上尾市特別支援教育 支援員	新任

提案理由

適応指導教室指導員の任期が平成 2 4 年 3 月 3 1 日で満了することに伴い、上尾市教育相談員、学校適応指導教室指導員等設置規則（平成 1 3 年上尾市教育委員会規則第 4 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、新たに委嘱したいので、この案を提出する。

議案第 15 号

臨床心理士の委嘱について

臨床心理士に下記の者を委嘱する。

平成 24 年 3 月 21 日提出

上尾市教育委員会教育長 岡野 栄二

記

任期：平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで

氏名	住所等	役職等	備考
まつだ かずこ 松田 和子	上尾市大字今泉 在住	臨床心理士	
いとうが わかな 糸賀 若奈	桶川市 在住	前 県教委非常勤職員・ 教育相談員	新任

提案理由

臨床心理士の任期が平成 24 年 3 月 31 日で満了することに伴い、上尾市教育相談員、学校適応指導教室指導員等設置規則（平成 13 年上尾市教育委員会規則第 4 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、新たに委嘱したいので、この案を提出する。

議案第16号

上尾市立小・中学校の通学区域の指定について

下記のとおり、上尾市立小・中学校の通学区域を指定する。

平成24年3月21日提出

上尾市教育委員会教育長 岡野 栄二

記

- 1 対象地域 上尾都市計画上尾中山道東側地区第一種市街地再開発事業の
施行地区（埼玉県上尾市上町一丁目及び宮本町の各一部）
- 2 指定校 小学校：上尾市立中央小学校
中学校：上尾市立上尾中学校

提案理由

上尾市立小・中学校通学区域検討協議会の助言を踏まえ、上尾都市計画上尾中山道東側地区第一種市街地再開発事業の施行地区の通学区域を指定したいので、この案を提出する。

議案第 17 号

上尾市指定文化財の指定について

下記のとおり、上尾市指定有形民俗文化財を指定する。

平成 24 年 3 月 21 日提出

上尾市教育委員会教育長 岡野 栄 二

記

1 指定する文化財

名称	種別	員数	所在地	管理者
馬蹄寺徳本行者 六字名号供養塔	民俗文化財 (有形民俗文化財)	1 基	上尾市大字平方 2088 番地 馬蹄寺	馬蹄寺 小澤泰明

2 指定期日 平成 24 年 3 月 22 日

提案理由

上尾市文化財保護条例（平成 18 年上尾市条例第 8 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、上尾市指定有形民俗文化財に指定したいので、この案を提出する。

議案第 18 号

上尾市指定文化財の指定について

下記のとおり、上尾市指定有形民俗文化財を指定する。

平成 24 年 3 月 21 日提出

上尾市教育委員会教育長 岡野 栄 二

記

1 指定する文化財

名 称	種 別	員数	所在地	管理者
十連寺徳本行者 六字名号供養塔	民俗文化財 (有形民俗文化財)	1 基	上尾市大字今泉 1 5 6 番地 十連寺	十連寺 宇高良哲

2 指定期日 平成 24 年 3 月 22 日

提案理由

上尾市文化財保護条例（平成 18 年上尾市条例第 8 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、上尾市指定有形民俗文化財に指定したいので、この案を提出する。

議案第 19 号

上尾市指定文化財の指定について

下記のとおり、上尾市指定有形民俗文化財を指定する。

平成 24 年 3 月 21 日提出

上尾市教育委員会教育長 岡野 栄 二

記

1 指定する文化財

名 称	種 別	員数	所在地	管理者
相頓寺徳本行者 六字名号供養塔	民俗文化財 (有形民俗文化財)	1 基	上尾市五番町 1 4 番地 2 相頓寺	相頓寺 和氣昭祐

2 指定期日 平成 24 年 3 月 22 日

提案理由

上尾市文化財保護条例（平成 18 年上尾市条例第 8 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、上尾市指定有形民俗文化財に指定したいので、この案を提出する。

議案第 20 号

上尾市指定文化財の指定について

下記のとおり、上尾市指定有形民俗文化財を指定する。

平成 24 年 3 月 21 日提出

上尾市教育委員会教育長 岡野 栄 二

記

1 指定する文化財

名 称	種 別	員数	所在地	管理者
畔吉諏訪神社 大山石灯籠	民俗文化財 (有形民俗文化財)	1 基	上尾市大字畔吉 8 3 5 番地 畔吉諏訪神社	畔吉諏訪神社 氏子総代 山根周一

2 指定期日 平成 24 年 3 月 22 日

提案理由

上尾市文化財保護条例（平成 18 年上尾市条例第 8 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、上尾市指定有形民俗文化財に指定したいので、この案を提出する。

議案第 21 号

上尾市指定文化財の指定について

下記のとおり、上尾市指定有形民俗文化財を指定する。

平成 24 年 3 月 21 日提出

上尾市教育委員会教育長 岡野 栄 二

記

1 指定する文化財

名称	種別	員数	所在地	管理者
領家大山石灯籠	民俗文化財 (有形民俗文化財)	1 基	上尾市大字領家 189 番地 3 領家農村センター	領家東部区長 野篠 勇

2 指定期日 平成 24 年 3 月 22 日

提案理由

上尾市文化財保護条例（平成 18 年上尾市条例第 8 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、上尾市指定有形民俗文化財に指定したいので、この案を提出する。